

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
休日に  
あつた  
ときは、  
翌日  
に  
あつた  
日を  
当  
日  
と  
す)

目次

◇規則 鳥取県公害防止条例施行規則

◇告示 ばい煙排出規制地域の指定

## 規則

鳥取県公害防止条例施行規則をここに公布する。

昭和四十五年六月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第五十二号

鳥取県公害防止条例施行規則

#### (目的)

第一条 この規則は、鳥取県公害防止条例（昭和四十四年十二月鳥取県条例第四十六号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### (ばい煙関係特定施設)

第二条 条例第六条第一項に規定するばい煙関係特定施設は、別表第一の中欄に掲げる施設であつて、その規模がそれぞれ同表の下欄に該当する

ものとする。

#### (ばい煙規制基準)

第三条 条例第八条第一項に規定するばい煙規制基準でいおう酸化物に係るものは、次の式により算出したいおう酸化物の量とする。

$$q = 26.3 \times 10^{-3} H_e^2$$

この式において、 $q$  及び  $H_e$  は、それぞれ次の値を表わすものとする。

$q$  いおう酸化物の量（単位 温度摂氏零度、圧力一気圧の状態に換算した立方メートル毎時）

$H_e$  第五条に規定する方法により補正された排出口の高さ（単位

メートル）

第四条 条例第八条第一項に規定するばい煙規制基準ですすその他の粉じんに係るものは、温度が摂氏零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一立方メートルにつき別表第二のとおりとする。ただし、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行なう場合において、一時間につき合計六分をこえないとき、又は保安上やむを得ない場合は、この限りでない。

#### (排出口の高さの補正の方法)

第五条 条例第八条第二項の規則で定める方法は、次の式によるものとする。

$$H_e = H_o + 0.65 (H_m + H_f)$$

$$H_m = \frac{0.795\sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$H_t = 2.01 \times 10^{-8} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot (2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} \left( 1.460 - 296 \times \frac{V}{T - 288} \right) + T$$

これらの式において、 $H_e$ 、 $H_o$ 、 $Q$ 、 $V$ 及び $T$ は、それぞれ次の値を表わすものとする。

$H_e$  補正された排出口の高さ(単位 メートル)

$H_o$  排出口の実高さ(単位 メートル)  $Q$  摂氏十五度における排出

ガス量(単位 立方メートル毎秒)

$V$  排出ガスの排出速度(単位 メートル毎秒)

$T$  排出ガスの温度(単位 絶対温度)

(ばい煙関係特定施設の設置の届出)

第六条 条例第十条第一項の規定による届出は、様式第一号による届出書によつてしなければならない。

2 条例第十条第二項(条例第十一条第二項及び第十二条第二項において準用する場合を含む。)の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 工場又は事業場の附近の見取図
- 二 工場又は事業場の建物及び屋外施設の配置図
- 三 ばい煙関係特定施設及びばい煙処理施設の設置場所を示す図面

四 ばい煙の発生及びばい煙の処理に係る作業の系統の概要を説明する書類

五 事業の概要を説明する書類

(経過措置に伴う届出)

第七条 条例第十一条第一項の規定による届出は、様式第二号による届出書によつてしなければならない。

(ばい煙関係特定施設の構造等の変更の届出)

第八条 条例第十二条第一項の規定による届出は、様式第三号による届出書によつてしなければならない。

(受理書の交付)

第九条 知事は、条例第十条第一項、第十一条第一項又は第十二条第一項の届出を受理したときは、様式第四号による受理書を当該届出をした者に交付するものとする。

(使用開始の届出)

第十条 条例第十五条の規定による届出は、様式第五号による届出書によつてしなければならない。

(氏名の変更等の届出)

第十一条 条例第十六条の規定による届出は、条例第十条第一項第一号又は第二号に掲げる事項の変更に係る場合にあつては様式第六号、ばい煙関係特定施設の使用の廃止に係る場合にあつては様式第七号による届出書によつてしなければならない。

(承継の届出)

第十二条 条例第十七条第三項の規定による届出は、様式第八号による届出書によつてしなければならない。

(改善措置の届出)

第十三条 条例第十八条第四項の規定による届出は、様式第九号による届出書によつてしなければならない。

(ばい煙量等の測定)

第十四条 条例第十九条の規則で定めるばい煙排出者は、次の各号に掲げる測定対象区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる者とする。

一 ばい煙量 ばい煙関係特定施設において発生し、排出口から大気中に排出されるばい煙量が、温度が摂氏零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算して毎時十立方メートル以上のばい煙関係特定施設に係るばい煙排出者

二 ばい煙濃度 炭化水素油若しくはガスを燃料として専焼させ、若しくは炭化水素油及びガスのみを燃料として混焼させるばい煙関係特定施設(製鋼用平炉及びセメント焼成炉を除く。)又はばい煙関係特定施設において発生し、排出口から大気中に排出される気体の量が毎時四万立方メートル未満のばい煙関係特定施設に係るばい煙排出者以外のばい煙排出者

2 条例第十九条の規定によるばい煙量又はばい煙濃度の測定及びその結果の記録は、次の各号に定めるところによる。

一 ばい煙量の測定は、日本工業規格K〇一〇三に定めるところにより行なうこと。ただし、液体燃料及び気体燃料の燃焼に伴うばい煙量の測定については、燃料中のいおう含有量により算定することができる。

二 ばい煙濃度の測定は、日本工業規格Z八八〇八に定めるところにより行なうこと。

三 前二号の測定は、三月をこえない作業期間ごとに一回以上行なうこ

と。

四 前三号の測定の結果の記録は、様式第十号による記録表により行ない、その記録を三年間保存すること。

(事故時の届出)

第十五条 条例第三十二条第二項の規則で定める事故の程度は、当該事故によりばい煙規制基準に適合しないばい煙を排出する場合であつて、その復旧工事に百二十時間以上を要すると認められるときとする。

2 条例第三十二条第二項の規定による届出は、様式第十一号による届出書によつてしなければならない。

3 条例第三十二条第三項の規定による届出は、様式第十二号による届出書によつてしなければならない。

(立入検査の身分証明書)

第十六条 条例第三十四条第二項の証明書は、様式第十三号のとおりとする。

(届出書の提出部数等)

第十七条 条例の規定による届出及び申出は、届出書又は申出書の正本にその写し一通を添え、所轄の保健所の長を経由してしなければならない。

2 二以上のばい煙関係特定施設についての条例の規定による届出は、当該二以上のばい煙関係特定施設が同一の工場又は事業場に設置されるものであり、かつ、その種類(別表第一の項ごとの区分をいう。)が同一である場合に限り一の届出書によつて届出をすることができる。

附 則

この規則は、昭和四十五年七月一日から施行する。

別表第一

番号	施設の種類	施設の規模
一	ボイラー(熱源として電気又は廃熱のみを使用するもの及びいおう化合物の含有率が体積比で〇・五パーセント以下であるガス(以下「希硫ガス」という。))を燃料として専焼させるものを除く。)	日本工業規格B八二〇一及びB八二〇三の伝熱面積の項で定めるところにより算定した伝熱面積が一〇平方メートル以上であること。
二	水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉(希硫ガス又はいおう化合物の含有率が重量比で〇・五パーセント以下である揮発油を燃料として専焼させるものを除く。)	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が一日当たり二〇トン以上であるか、液体燃料用バーナーの燃料の燃焼能力が一時間当たり五〇リットル以上であるか、又はガス燃料用バーナーの燃料の燃焼能力が一時間当たり八〇立方メートル以上であること。
三	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。))及び煨焼炉	原料の処理能力が一時間当たり一トン以上であること。
四	金属の精錬の用に供する溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉及び平炉	
五	金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉(こしき炉、熱源として電気のみを使用するもの及び希硫ガスを燃料として専焼させるものを除く。)	火格子面積(火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。))が一平方メートル以上であるか、羽口断面面積(羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。))が〇・五平方メートル以上であるか、微粉炭用バーナーの燃料の燃焼能力が一時間当たり八〇キログラム以上であるか、液体燃料用バーナーの燃料の燃焼能力が一時間当たり五〇リットル以上であるか、又はガス燃料用バーナーの燃料の燃焼能力が一時間当たり八〇立方メートル以上であること。
六	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉(熱源として電気のみを使用するもの及び希硫ガスを燃料として専焼させるものを除く。)	
七	石油製品、石油化学製品又はコークス製品、石油製品の製造の用に供する加熱炉(希硫ガスを燃料として専焼させるものを除く。)	
八	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に附着する炭素の燃焼能力が一時間当たり二〇〇キログラム以上であること。
九	石油ガス洗浄装置に附属するいおう回収装置のうち燃焼炉	ガス燃料用バーナーの燃料の燃焼能力が一時間当たり一〇立方メートル以上であること。
一〇	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉(熱源として電気のみ)	火格子面積が一平方メートル以上であるか、微粉炭用バーナーの燃料

別表第二

ばい煙 関係特定施設の種類の種類 規制基準 別表第一の一の項に掲げるポイラー 水管式のもの(微粉炭燃焼方式のものを除く。) その他のもの 一・〇グラム 一・二グラム	一四 汚物焼却炉	一三 製銑、製綱又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉(製綱の用に供するものにあつては、酸素吹込式のものに限る。)	一二 乾燥炉(熱源として電気のみを用するもの及び希硫ガスを燃料として専焼させるものを除く。)	一一 無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉(カーボンブラツク製造用燃焼装置を含む。)及び直火炉(希硫ガスを燃料として専焼させるものを除く。)	を使用するもの及び希硫ガスを燃料として専焼させるものを除く。)
	火格子面積が二平方メートル以上であること。	変圧器の定格容量が一、〇〇〇キロボルトアンペア以上であること。	一ナーの燃料の燃焼能力が一時間当たり五〇リットル以上であるか、又はガス燃料用バーナーの燃料の燃焼能力が一時間当たり八〇立方メートル以上であること。	の燃焼能力が一時間当たり八〇キログラム以上であるか、液体燃料用バーナーの燃料の燃焼能力が一時間当たり五〇リットル以上であるか、又はガス燃料用バーナーの燃料の燃焼能力が一時間当たり八〇立方メートル以上であること。	

別表第一の二の項に掲げるガス発生炉	一・〇グラム
別表第一の二の項に掲げる加熱炉	〇・七グラム
別表第一の三の項に掲げる焙焼炉、焼結炉及び煨焼炉	一・〇グラム
別表第一の四の項に掲げる溶鋳炉	〇・七グラム 〇・五グラム
別表第一の四の項に掲げる転炉	〇・七グラム
別表第一の四の項に掲げる平炉	一 溶解期間の平均値 一・〇グラム 一 溶解期間の平均値 〇・六グラム
別表第一の五の項に掲げる溶銑炉	二・〇グラム
別表第一の五の項に掲げる溶解炉	一・〇グラム
別表第一の六の項に掲げる加熱炉	〇・七グラム
別表第一の七の項に掲げる加熱炉	〇・七グラム
別表第一の八の項に掲げる触媒再生塔	一・〇グラム
別表第一の一〇の項に掲げる焼成炉	連続炉(石灰焼成炉を除く。) 〇・七グラム

別表第一の一〇の項に掲げる焼成炉のうちセメント焼成炉	石炭焼成炉	一・五グラム
	その他のもの	二・〇グラム
別表第一の一〇の項に掲げる焼成炉のうちセメント焼成炉	湿式又はレポール式のもの	〇・六グラム
	その他のもの	一・〇グラム
別表第一の一〇の項に掲げる溶融炉	タンク炉	〇・七グラム
	るつぼ炉	一・二グラム
別表第一の一の項に掲げる反応炉及び直火炉		一・二グラム
		一・二グラム
別表第一の二の項に掲げる乾燥炉	製網用のもの	一 溶解期間の平均値 〇・九グラム
	変圧器の定格容量が一五・〇〇〇キロボルトアンペア未満のもの	一・二グラム
別表第一の一三の項に掲げる電気炉	カーバイド製造用のもの	〇・九グラム
	変圧器の定格容量が一五・〇〇〇キロボルトアンペア以上のもの	〇・九グラム

別表第一の一四の項に掲げる汚物焼却炉	その他のもの	〇・九グラム
		〇・七グラム

様式第1号

ばい煙関係特定施設設置届

職 氏 名 殿

ばい煙関係特定施設を設置しますので、鳥取県公害防止条例第10条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人に於てはその代表者の氏名

記

工場又は事業場の名称		工場又は事業場の敷地面積	m <sup>2</sup>
工場又は事業場の所在地			
業 種		主要製品	
払込資本	万円	従業員数	
事務担当者・職名	電話	作業時間	
ばい煙関係特定施設の種類		※ 整理番号	
ばい煙関係特定施設の種類	別紙1のとおり。	※ 受理日	年 月 日
ばい煙関係特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。	※ 密査結果	
ばい煙の処理の方法	別紙3のとおり。	※ 備 考	

備考 1 ばい煙関係特定施設の種類欄には、鳥取県公害防止条例施行規則別

表第1に掲げる番号及び施設の種類を記載すること。

2 ※印の欄は、記載しないこと。

3 用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格B5とすること。

別紙1

ばい煙関係特定施設の構造

工場又は事業場における施設番号	
名称及び型式	
着手予定年月日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日
伝 熱 面 積	
原 料 処 理 能 力	
火格子面積又は羽口断面面積	
触媒に附着する炭素の燃焼量	最大 通常
バーナーの燃料の燃焼量	最大 通常
変圧器の定格容量	

備考 1 規模の欄には、鳥取県公害防止条例施行規則別表第1の下欄に規定する項目について記載すること。

2 主要寸法を記入したばい煙関係特定施設の構造概要図を添付すること。

別紙2

ばい煙関係特定施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	1日の使用時間及び月使用日数等		時~ 回/日	時 回/月
	使用状況	季節	変動	動
原材料(ばい煙の発生に影響のあるものに限る。)	種類	使用割合	原材料中のいおう分(%)	1日の使用量(ボイラーにあっては蒸気発生量)
	燃料(電気炉にあっては電力)	種別	灰分	いおう分
排出ガス	温度	( $^{\circ}\text{C}$ )	最大	通常
	ばい煙濃度	(すすその他の粉じん ( $\text{g}/\text{N}\cdot\text{m}^3$ ))	最大	通常
排出ガス	温度	( $^{\circ}\text{C}$ )	最大	通常
	ばい煙濃度	(すすその他の粉じん ( $\text{g}/\text{N}\cdot\text{m}^3$ ))	最大	通常

- 備考
- 1 原材料中のいおう分(%)の欄並びに灰分及びいおう分(%)の欄の記載に当っては、重量比(%)又は容量比(%)の別を明らかにすること。
  - 2 ばい煙濃度の欄には、かわきガス中のすすその他の粉じんの濃度(ばい煙処理施設がある場合は、処理後の濃度)を記載すること。
  - 3 酸素吹込式の炉については、参考事項として酸素吹込量、使用時間等を記載すること。

別紙3

ばい煙の処理の方法

ばい煙処理施設の工場又は事業場における施設番号 処理するばい煙関係特定施設の工場又は事業場における施設番号	ばい煙処理施設の種別、名称及び型式		年月日	年月日
	使用手	開始予定	年月日	年月日
排出ガス量 ( $\text{N}\cdot\text{m}^3/\text{h}$ )	最大	通常	年月日	年月日
	排出ガス温度 ( $^{\circ}\text{C}$ )	処理前後	年月日	年月日
ばい煙量	最大	処理前後	年月日	年月日
	(いおう酸化物 ( $\text{N}\cdot\text{m}^3/\text{h}$ ))	通常	年月日	年月日
ばい煙濃度 (すすその他の粉じん ( $\text{g}/\text{N}\cdot\text{m}^3$ ))	処理前後	年月日	年月日	年月日
	捕集効率 (%)	いおう酸化物 すすその他の粉	年月日	年月日
使用状況	1日の使用時間及び月使用日数等	時間/回	日/月	時
	煙突・フード等の大きさ (高さ×頂口径)	( $\text{m}/\text{S}$ )		

- 備考
- 1 ばい煙濃度の欄には、かわきガス中のすすその他の粉じんの濃度を記載すること。
  - 2 ばい煙処理施設の構造図とその主要寸法を記入した概要図を添附すること。



様式第2号

ばい煙関係特定施設使用届

職 氏 名 殿

ばい煙関係特定施設を使用しているので、鳥取県公害防止条例第11条第1項の規定により、下記とおり届け出ます。

年 月 日

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人に於てはその代表者の氏名 記

工場又は事業場の名称 工場又は事業場の所在地		工場又は事業場の敷地面積	㎡
業 種		主 要 製 品	
払 込 資 本 金	万円	従 業 員 数	
事務担当者、職氏名	電話	作 業 時 間	
ばい煙関係特定施設の種類		※ 整理番号	
ばい煙関係特定施設	別紙1のとおり。	※ 発 行 日 月 日	年 月 日
ばい煙関係特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。	※ 密 査 結 果	
ばい煙の処理の方法	別紙3のとおり。	※ 備 考	

備考 1 ばい煙関係特定施設の種類は、鳥取県公害防止条例施行規則別

表第1に掲げる番号及び施設の種類を記載すること。

2 ※印の欄は、記載しないこと。

3 用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格 B5とすること。

別紙1

ばい煙関係特定施設の構造

工場又は事業場における施設番号	
名 称 及 び 型 式	
設 置 年 月 日	年 月 日
伝 熱 面 積	
規 原 料 処 理 能 力	
火格子面積又は羽口面断面積	最大 通常
触媒に附着する炭素の燃焼量	最大 通常
バーナーの燃料の燃焼量	最大 通常
換 気 機 変 圧 器 の 定 格 容 量	

備考 1 規模の欄には、鳥取県公害防止条例施行規則表則第1の下欄に規定する項目について記載すること。

2 主要寸法を記入したばい煙関係特定施設の構造概要図を添付すること。

別紙2

ばい煙関係特定施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	1日の使用時間及び月使用日数		時~時	回/日	時	日/月
	使用状況	季節	変動			
原材料(ばい煙)の発生に影響あるものに限る。)	種類	使用割合	合			
	燃料(電気炉にあつては電力)	灰分及びばいおう分(%)	灰分		ばいおう分	
排出ガス	温度(°C)	最大	通常			
	ばい煙濃度(すすその他の粉じん(g/Nm³))	最大	通常			
参考事項						

備考  
 1 原材料中のばいおう分(%)の欄並びに灰分及びばいおう分(%)の欄の記載に当つては、重量比(%)又は容量比(%)の別を明らかにすること。  
 2 ばい煙濃度の欄には、かわきガス中のすすその他の粉じんの濃度(ばい煙処理施設がある場合は、処理後の濃度)を記載すること。  
 3 酸素吹込式の炉については、参考事項として酸素吹込量、使用時間等を記載すること。

別紙3

ばい煙の処理の方法

ばい煙処理施設の工場又は事業場における施設番号	処理するばい煙関係特定施設の工場又は事業場における施設番号	ばい煙処理施設の種類、名称及び型式	設置	年	月	日	年	月	日	
排出ガス量(Nm³/h)	最大	通常								
	ばい煙濃度(すすその他の粉じん(g/Nm³))	捕集効率率(%)								
ばい煙量	最大	通常								
	ばい煙濃度(すすその他の粉じん(g/Nm³))	捕集効率率(%)								
使用状況	1日の使用時間及び月使用日数	季節	変動				時~時	回/日	時	日/月
	突・フード等の大きさ(高さ×頂口径)	排出速度	度	(m/s)						
備考										

備考  
 1 ばい煙濃度の欄には、かわきガス中のすすその他の粉じんの濃度を記載すること。  
 2 ばい煙処理施設の構造図とその主要寸法を記入した概要図を添附すること。

様式第3号

ばい煙関係特定施設の構造 (ばい煙関係特定施設の使用の方法、ばい煙の処理方法) 変更届

職 氏 名 名 姓 殿  
 ばい煙関係特定施設の構造 (ばい煙関係特定施設の使用の方法、ばい煙処理の方法) を変更したので、鳥取県公害防止条例第12条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人に於てはその代表者の氏名

記

工場又は事業場の名称		工場又は事業場の敷地面積	
工場又は事業場の所在地		主要製品	
業 種		従業員数	
払 込 資 本 金	万円	作業時間	
事務担当者職氏名		※整理番号	
ばい煙関係係種		※年月日	
定 施 設 の 種 類		※審査結果	
ばい煙関係特定施設の使用の方法 (ばい煙の処理の方法)	別紙1 (別紙2、別紙3) のとおり	※備考	

備考 1 ばい煙関係特定施設の種類の欄には、鳥取県公害防止条例施行規則別表第1に掲げる番号及び施設の種別を記載すること。  
 2 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させること。  
 3 ※印の欄は、記載しないこと。  
 4 用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格 B5とすること。

別紙1

ばい煙関係特定施設の構造

工場又は事業場における施設番号	
名 称 及 び 型 式	
設 置 年 月 日	年 月 日
着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日
伝 熱 面 積	
規 原 料 処 理 能 力	
火格子面積又は羽口面断面積	
触媒に附着する炭素の燃焼量	最大 通常
バーナーの燃料の燃焼量	最大 通常
機 変 圧 器 の 定 格 容 量	

備考 1 規模の欄には、鳥取県公害防止条例施行規則別表第1の下欄に規定する項目について記載すること。  
 2 主要寸法を記入したばい煙関係特定施設の構造概要図を添付すること。

別紙2

ばい煙関係特定施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	時～	時
	時間/回	回/日
使用状況	1日の使用時間及び月使用日数	日/月
	季節	動
原材料(ばい煙)の発生に影響のあるものに限定する。	種類	割合
	使用割合	合
燃料(電気炉にあつては電力)	原材料中のいおう分(%)	1日の使用量(ボイラーにあつては蒸気発生量)
	種別	灰分及びいおう分(%)
あつては電力)	灰分	いおう分
	発熱量	量
排出ガス量(Nm <sup>3</sup> /h)	1日の使用量	量
	湿焼割合	合
排出ガス温度(°C)	最大	通常
	最大	通常
ばい煙濃度(すすその他の粉じん(g/Nm <sup>3</sup> ))	最大	通常
	最大	通常
参考事項	1	2
	3	

備考  
 1 原材料中のいおう分(%)の欄並びに灰分及びいおう分(%)の欄の記載に当つては、重量比(%)又は容量比(%)の別を明らかにすること。  
 2 ばい煙濃度の欄には、かわきガス中のすすその他の粉じんの濃度(ばい煙処理施設がある場合は、処理後の濃度)を記載すること。  
 3 酸素吹込式の炉については、参考事項として酸素吹込量、使用時間等を記載すること。

別紙3

ばい煙の処理の方法

ばい煙処理施設の工場又は事業場における施設番号	処理するばい煙関係特定施設の工場又は事業場における施設番号	ばい煙処理施設の種類、名称及び型式	年	月	日	年	月	日
	設置	年	月	日	年	月	日	日
使用開始予定日	着手	年	月	日	年	月	日	日
	開始	年	月	日	年	月	日	日
排出ガス量(Nm <sup>3</sup> /h)	最大	通常	年	月	日	年	月	日
	最大	通常	年	月	日	年	月	日
排出ガス温度(°C)	最大	通常	年	月	日	年	月	日
	最大	通常	年	月	日	年	月	日
ばい煙濃度(すすその他の粉じん(g/Nm <sup>3</sup> ))	最大	通常	年	月	日	年	月	日
	最大	通常	年	月	日	年	月	日
捕集効率(%)	すすその他の粉じん	すすその他の粉じん	年	月	日	年	月	日
	すすその他の粉じん	すすその他の粉じん	年	月	日	年	月	日
使用状況	1日の使用時間及び月使用日数	時間/回	回/日	日/月	時間/回	回/日	日/月	時間/回
	季節	動	動	動	動	動	動	動
煙突・フード等の大きさ(高さ×頂口径)	高さ	頂口径	高さ	頂口径	高さ	頂口径	高さ	頂口径
	高さ	頂口径	高さ	頂口径	高さ	頂口径	高さ	頂口径

備考  
 1 ばい煙濃度の欄には、かわきガス中のすすその他の粉じんの濃度を記載すること。  
 2 ばい煙処理施設の構造図とその主要寸法を記入した概要図を添附すること。

様式第4号

受理書受領番号

氏名 殿

年月日付で提出された届出書を下記のとおり受理しました。

年月日

鳥取県知事 印

記

届出の根拠	鳥取県公害防止条例第10条第1項(第11条第1項、第12条第1項)
届出の内容	ばい煙関係特定施設の設置(ばい煙関係特定施設の構造の変更、ばい煙関係特定施設の使用の方法の変更、ばい煙の処理の方法の変更)
届出に係るばい煙関係特定施設の種類	
参考事項	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。

様式第5号

ばい煙関係特定施設使用開始届

職氏名 殿

年月日付で届け出ましたばい煙関係特定施設の全部(一部)

の使用を開始しましたので、鳥取県公害防止条例第15条の規定により、下記のとおり届け出ます。

年月日

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人に於てはその代表者の氏名 印

記

工場又は事業場の名称		工場又は事業場の敷地面積	m <sup>2</sup>
工場又は事業場の所在地			
業種		主要製品	
私込資本	万円	従業員数	
事務担当者・名	電話	作業時間	
ばい煙関係特定施設の種類		※整理番号	
使用開始部分		※受理年月日	年 月 日
使用開始年月日	年 月 日	※備考	

備考 1 ばい煙関係特定施設の種類欄には、鳥取県公害防止条例施行規則別

表第1に掲げる番号及び施設の種類を記載すること。

2 ※印の欄は、記載しないこと。

3 用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格B5とすること。

氏名(名称、住所、所在地)変更届

職 氏 名 股 年 月 日

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名 ㊦

氏名(名称、住所、所在地)を変更しましたので、鳥取県公害防止条例

第16条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

変更の内容	変更前		※ 整理番号	
	変更後		※ 受理年月日	年 月 日
変更年月日	年 月 日	年 月 日		
変更の理由			※ 備考	

- 備考 1 ※印の欄は、記載しないこと。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。

様式第7号

ばい煙関係特定施設使用廃止届

職 氏 名 股

ばい煙関係特定施設の使用を廃止しましたので、鳥取県公害防止条例第16条の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名 ㊦

記

工場又は事業場の名称		※ 整理番号	
工場又は事業場の所在地		※ 受理年月日	年 月 日
ばい煙関係特定施設の種類			
ばい煙関係特定施設の設置場所		※ 備考	
使用廃止の年月日	年 月 日		
使用廃止の理由			

- 備考 1 ばい煙関係特定施設の種類については、鳥取県公害防止条例施行規則別表第1に掲げる番号及び施設の種類を記載すること。  
2 ※印の欄は、記載しないこと。  
3 用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。

様式第8号

職 氏 名 殿 承 継 届

ばい煙関係特定施設に係る届出者の地位を承継しましたので、鳥取県公害防止条例第17条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人に於てはその代表者の氏名 記

工場又は事業場の名称	※ 整理番号	年 月 日
工場又は事業場の所在地	※ 受理年月日	年 月 日
ばい煙関係特定施設の種類		
ばい煙関係特定施設の設置場所		
承継の年月日	※ 備考	
被承継者 氏名又は名称		
住 所		
承継の理由		

備考 1 ばい煙関係特定施設の種類の欄には、鳥取県公害防止条例施行規則別表第1に掲げる番号及び施設の種類の種類を記載すること。

2 ※印の欄は、記載しないこと。

3 用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。

様式第9号

ばい煙関係特定施設改善届

職 氏 名 殿

ばい煙関係特定施設の改善措置を講じましたので、鳥取県公害防止条例第18条第4項の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人に於てはその代表者の氏名 記

命令年月日及び番号	年 月 日	鳥取県指令○字 第 号
工場又は事業場の名称		工場又は事業場の敷地面積 m <sup>2</sup>
工場又は事業場の所在地		
業 種	主要製品	
払込資本金額	従業員数	
事務担当者・氏名	万円	
ばい煙関係特定施設の種類	電話	
ばい煙関係特定施設の設置場所	※ 整理番号	
改善完了年月日	※ 受理年月日	年 月 日
	※ 審査結果	
改善の概要	※ 備考	

備考 1 ばい煙関係特定施設の種類の欄には、鳥取県公害防止条例施行規則別表第1に掲げる番号及び施設の種類の種類を記載すること。

2 ※印の欄は、記載しないこと。

3 用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格B5とすること。

様式第10号

ばい煙量等測定記録表

ばい煙関係特定施設の種別		測定年月日及び測定者		測定場所		ばい煙関係特定施設の使用燃料の種類及びばい煙関係の使用状況(%)		ばい煙量(酸化)物 N <sub>m</sub> <sup>3</sup> /h		ばい煙濃度(その他) g/N <sub>m</sub> <sup>3</sup>	
平均	最大	平均	最大	平均	最大	平均	最大	平均	最大	平均	最大

- 備考 1 ばい煙関係特定施設の欄には、鳥取県公害防止条例施行規則別表第1に掲げる項番号及び施設の種別を記載すること。
- 2 いおう酸化物を排出するものにあつては、参考事項の欄に排出ガス中のいおう酸化物の濃度を記載すること。
- 3 使用燃料の種類及びいおう分(%)の欄に記載に当たつては、重量比(%)又は容量比(%)の別を明らかにすること。

様式第11号

ばい煙関係特定施設(ばい煙処理施設)の事故届

職 氏 名 股 員  
 ばい煙関係特定施設(ばい煙処理施設)について事故が発生しましたので、鳥取県公害防止条例第52条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法  
 人にあつてはその代表者の氏名 記

工場又は事業場の名称		工場又は事業場の敷地面積	m <sup>2</sup>
工場又は事業場の所在地			
業 種		主要製品数	
私 営 資 本 金		従業員数	
専 務 担 当 者 氏 名		作 業 時 間	
ばい煙関係特定施設(ばい煙処理施設)の種類		※ 整理番号	
ばい煙関係特定施設(ばい煙処理施設)の設置場所		※ 受理年月日	年 月 日
事故発生の日時	年 月 日		
事故の状況	午前、午後、時分		
事故について講じ又は講じようとする緊急の措置の方法	別紙のとおり		
事故についての復旧工事の計画	別紙のとおり	※ 備 考	
事故に於いての復旧工事の完了の予定年月日	年 月 日		

- 備考 1 ばい煙関係特定施設の種類の欄には、鳥取県公害防止条例施行規則別表第1に掲げる番号及び施設の種別を記載すること。
- 2 ※印の欄は、記載しないこと。
- 3 用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格 B5とする。



様式第12号

ばい煙関係特定施設 (ばい煙処理施設) の事故復旧工事完了届

職 氏 名 殿

ばい煙関係特定施設 (ばい煙処理施設) について事故復旧工事を完了しましたので、鳥取県公害防止条例第52条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人に於てはその代表者の氏名

記

工場又は事業場の名称	工場又は事業場の敷地面積	㎡
工場又は事業場の所在地		
業 種	主要製品	
払込資本	従業員数	
万円		
事務担当者・氏名	電話	
ばい煙関係特定施設 (ばい煙処理施設) の種類	※整理番号	
ばい煙関係特定施設 (ばい煙処理施設) の設置場所	※受理年月日	年 月 日
事故発生の日時	午前・午後	年 月 日
事故復旧工事完了の日時	午前・午後	年 月 日
事故復旧工事完了の日時	※備考	

- 備考
- 1 ばい煙関係特定施設の種類欄には、鳥取県公害防止条例施行規則別表第1に掲げる番号及び施設の種類を記載すること。
  - 2 ※印の欄は、記載しないこと。
  - 3 用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格 B5とすること。

様式第13号

(表)

第 号
身 分 証 明 書
所 属 職 名 氏 名
年 月 日 生
<p>上記の者は、鳥取県公害防止条例第34条第1項の規定によりばい煙等排出者の工場又は事業場に立ち入り、ばい煙関係特定施設等その他の物件を検査することができる者であることを証明する。</p>
年 月 日
鳥取県知事 <span style="float: right;">印</span>

(裏)

鳥取県公害防止条例(抜粋)  
(報告及び検査)

第三十四条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、ばい煙等排出者に対し、ばい煙関係特定施設又は汚水関係特定施設(以下「ばい煙関係特定施設等」という。)の状況、ばい煙関係特定施設等の事故の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、ばい煙等排出者の工場又は事業場に立ち入り、ばい煙関係特定施設等その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四十二条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

四 第三十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第四十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

備考 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

告 示

鳥取県告示第 号

鳥取県公害防止条例（昭和四十四年十二月鳥取県条例第四十六号）第七  
条第一項の規定に基づき、ばい煙排出規制地域を次のとおり定めたので、  
同条例同条第三項の規定により告示する。

この告示は、昭和四十五年七月一日から施行する。

昭和四十五年六月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

ばい煙排出規制地域

名 称	規 制 地 域
東部地区ばい煙排出規制地域	鳥取市及び国府町の区域のうち別図に示す地域
中部地区ばい煙排出規制地域	倉吉市及び関金町の区域のうち別図に示す地域
西部地区ばい煙排出規制地域	米子市境港市及び日吉津村の区域のうち別図に示す地域

（「別図」は、省略し、その図面を鳥取県庁及び関係保健所に備え置いて一般の縦覧に供する。）